

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和6年4月22日

収支等命令者
佐賀県消防学校長 川内野 修

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和6年度消防学校調理業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 入札説明書による |
| (3) 委託業務期間 | 令和6年7月 1日から
令和7年3月31日まで |
| (4) 委託業務場所 | 佐賀県佐賀市兵庫町瓦町435-1 佐賀県消防学校 |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 官公庁（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は佐賀県内企業と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約すべてを誠実に履行した者（業務履行のための責任者としての実績を含む。）であること。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加条件

- (1) 上記2の入札参加資格を有している者
- (2) 指定する時間帯に食事を提供するとともに、突発的事情における柔軟な対応を行うことができること。
- (3) 学校の調理設備に事故があった場合でも、調理器具等を搬入することなどにより給食に対応できること。
- (4) 使用する食材は可能な限り佐賀県産品を使用し、温かい食事を提供できること。
- (5) 調理員等の職員は、県内居住者を雇用すること。

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和6年5月17日（金）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送（17日（金）午後5時までに担当課へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

【関係資料】

- (1) 営業概要書
- (2) 同種業務の履行実績調書
- (3) 衛生管理マニュアル（任意様式）

※担当課

郵便番号 849-0912 佐賀県佐賀市兵庫町瓦町 435-1

佐賀県消防学校 総務課

電話 0952-23-7728

5 入札参加資格の確認

4で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和6年5月21日（火）までに通知します。

6 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

4の担当課に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

令和6年4月22日(月)から同年5月17日(金)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和6年5月28日(火) 14時00分

イ 場所 佐賀県佐賀市兵庫町瓦町435-1
佐賀県消防学校 3階講堂

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とする。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行ないます。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。ただし、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項各号に該当するときは免除します。

②契約保証金

見積もる契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。ただし、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条第3項各号に該当するときは免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行なった者

- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で「佐賀県消防学校調理業務委託最低制限価格制度事務処理要領」の規定による最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- ③ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札(再度入札の執行回数は、2回を限度)を行うものとします。なお、最低制限価格を下回った入札者は、当該入札においては失格となりますので、再度入札を行った場合は参加できません。

(6) この調達契約は、最低制限価格制度を適用します。

(7) 詳細は、入札説明書を参照してください。

(8) 問合せ先

佐賀県消防学校 総務課 電話 0952-23-7728

(9) 提出された書類は返却しません。